

選定について

1 選定について

受託候補者の選定については、「札幌市介護予防センター運営事業企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）を設置し、応募者の審査を行い、業務委託に適すると認められた法人を受託候補者として選定。

なお、選定後、札幌市地域包括支援センター運営協議会での協議を経て、契約予定法人として決定。

2 選定の方法

(1) 事務局審査

提出された応募書類により、資格要件審査項目を審査

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

令和3年2月15日実施

3 企画提案の評価について

(1) 評価基準

資料1の別添2のとおり。

(2) 評価・採点

実施委員会の各委員が評価基準表の11項目について、それぞれ5段階で評価し、採点する。各委員の採点の合計点を、評価点とする。

【採点基準】

段階	評価	配点		
		12点	8点	4点
5	特に優れている	12	8	4
4	優れている	9	6	3
3	普通	6	4	2
2	やや不十分	3	2	1
1	不十分	0	0	0

(3) 最低基準点

評価点の満点（100点×委員数）の60%を最低基準点とする。

4 受託候補者の選定について

(1) 受託候補者の選定

評価点が最低基準点を超えた者のうち、最も高い評価点を得た者を受託候補者として選定する。

(2) 同点の場合

評価点が同点となった場合、「3 事業の具体的な実施方針」（3-1～3-4）の合

計点が最も高い者を選定する。

それでもなお同点となる場合は、実施委員会委員の協議により決定する。

(3) 提案者が1名であった場合

提案者が1名であっても評価・採点を行い、評価点が最低基準点を超える場合には受託候補者として選定する。